

SAGA2024国民スポーツ大会
神 埼 市 実 行 委 員 会
第2回輸送交通専門委員会

SAGA 2024

国 ス ポ ・ 全 障 ス ポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日 時:令和5年2月 15 日(水) 15 時 00 分～

会 場:神崎市役所2階共用会議室

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会輸送交通専門委員会委員

令和5年2月15日現在

委員長 1名

(敬称略・順不同)

選出区分	所属団体	役職	氏名
警備・消防関係	神崎市消防団	団長	江頭 文則

副委員長 1名

選出区分	所属団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	有限会社ジョイックス交通	代表取締役	小山 淳也

委員 10名

選出区分	所属団体	役職	氏名
国関係	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	鳥栖維持出張所長	中野 周史
県関係	神崎警察署	警備課長	小池 貞幸
県関係	東部土木事務所	工務第二課長	矢野 勝久
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道株式会社佐賀鉄道事業部	佐賀鉄道事業部長	野田 和成
通信・輸送・交通	西鉄バス佐賀株式会社	運行部長	古賀 清嗣
通信・輸送・交通	神崎市交通指導員会	中部隊長	佐藤 知美
警備・消防関係	佐賀広域消防局 神崎消防署	消防1課長	新井 敬
市関係	神崎市総務企画部企画課	課長	音成 栄志
市関係	神崎市総務企画部防災危機管理課	課長	久間 尊仁
市関係	神崎市産業建設部建設課	課長	田中 豊樹

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
第2回輸送交通専門委員会 次第

日時:令和5年2月15日(水) 15時00分～
会場:神崎市役所2階共用会議室

1 あいさつ

2 いちご一会とちぎ国体の視察報告

3 議 事

【第1号議案】輸送・交通業務実施要項(案)

【第2号議案】警備・消防防災実施要項(案)

4 その他

議 事

SAGA2024 神崎市輸送・交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市輸送・交通基本計画」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における輸送交通業務の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024 実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 視察員、報道関係者
- オ 一般観覧者
- カ その他市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送交通業務を実施する期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情から必要と認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送の範囲

- ア 輸送業務の範囲は、競技会場、練習会場、宿舎及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。
- イ 車両を借上げて行う計画輸送は、原則として近距離（概ね2km未満をいう。）は行わない。ただし、競技の特性や地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、この限りでない。

4 輸送業務

(1) 輸送力の確保

ア 借上バス等の確保

計画輸送のため、バス・タクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合は、必要な車両確保に努める。

イ 臨時バスの運行等

臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等が必要と認められる場合は、関係機関等に対し要請するとともに、必要な措置を講じる。

ウ 予備車両の確保

緊急時に備えるため、大会期間中における若干の予備車両の確保に努める。

(2) 会場地輸送

ア 輸送計画の策定

競技会場、練習会場、宿泊施設間等の輸送について、各競技及び輸送対象者別の輸送計画を策定する。

イ 集合地の指定

計画輸送を行う場合は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

計画輸送を行う場合の経路は、参加人員、時間帯等を考慮して設定する。

エ 誘導案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、必要に応じて、関係市町会場地実行委員会と調整を行うものとする。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、必要に応じて、シャトルバスの運行等を行う。

キ 輸送係員の配置

競技会場、練習会場、集合地、シャトルバス発着所等の乗降所には、必要に応じて、輸送係員を配置する。

(3) 全国輸送との連携

ア 指定下車駅等の設置

全国から訪れる選手・監督、役員、視察員及びその他関係者（以下「大会関係者」という。）の下車駅等は、県実行委員会と協議のうえ、宿泊地の

最寄りの駅等から1か所以上を設置する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、指定下車駅等と宿泊施設間の距離、公共交通機関状況等を勘案し、必要な場合については、計画バス輸送等による送迎を行う。

5 交通業務

(1) 駐車場対策

ア 駐車場等の確保

道路交通事情及び大会関係者や一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場等の周辺に、必要に応じて、大会関係者用の指定駐車場及び一般観覧者用の臨時駐車場等を確保する。

イ 駐車場整理員の配置

駐車場等には整理員を配置し、安全を確保するとともに円滑な車両誘導等を実施する。

ウ 駐車許可証の交付

大会関係者が利用する指定駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(2) 交通安全対策

競技会場及び練習会場等の周辺における安全かつ円滑な輸送を行うため、案内誘導看板等を設置するとともに、ホームページ等の広報媒体の活用により、混雑緩和等呼びかける。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

S A G A 2 0 2 4 神崎市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 神崎市消防防災・警備基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」（以下「大会」という。）における消防防災及び警備業務に関して必要な事項を定める。

2 実施方針

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び団体等の協力を得て、消防防災及び警備業務を実施し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場、沿道（以下「競技会場等」という。）その他必要とされる場所とする。

4 大会開催前の業務

(1) 消防防災業務

- ア 消防防災体制（救急・救助を含む）の確立
- イ 実地踏査の実施（消防用設備、避難経路等の点検及び防火安全対策の推進）
- ウ 防火防災意識の啓発
- エ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- オ その他必要な消防防災業務

(2) 警備業務

- ア 警備体制の確立
- イ 実地踏査の実施
- ウ 施設・構造物の安全対策の推進
- エ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- オ その他必要な警備業務

5 大会開催期間中の業務

(1) 消防防災業務

ア 体制

競技会場内に消防防災業務に従事する係員を配置する。

イ 業務内容

- ① 火災の警戒及び初期消火活動
- ② 救急・救助
- ③ 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ④ 火災その他災害情報の収集、伝達
- ⑤ その他必要な消防防災業務

(2) 警備業務

ア 体制

競技会場内に警備業務に従事する係員を配置する。

イ 業務内容

- ① 競技会場等の必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 入退場者の管理
- ④ 競技会場等及びその周辺における犯罪の予防
- ⑤ 雑踏事故等防止の対応
- ⑥ その他必要な警備業務

6 大規模災害・突発重大事案に係る対応

大規模災害・突発重大事案が発生又は発生のおそれがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら、迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事態の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

7 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、佐賀県と連携を図り、当該配宿先を所管する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

8 行幸啓・お成りの消防防災・警備業務

行幸啓・お成りに係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ、別に

定める。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則（令和3年2月18日決定）第13条第3項の規定に基づき、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項等)

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、該当委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面により専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(専門部会)

- 第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
 - 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
 - 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月4日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 開催推進総合計画の立案に関すること 2 財務の計画に関すること 3 広報及び市民協働の計画に関すること 4 観光、おもてなしの計画に関すること 5 他の専門委員会に属さない事項に関すること	1 開催推進総合計画の実施に関すること 2 財務の実施に関すること 3 広報及び市民協働の実施に関すること 4 観光、おもてなしの実施に関すること 5 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技会運営の計画に関すること 2 式典の計画に関すること 3 施設整備の計画に関すること 4 その他競技式典に関すること	1 競技会運営の実施に関すること 2 式典の実施に関すること 3 施設整備の実施に関すること 4 その他競技式典の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊の計画に関すること 2 医療救護及び防疫の計画に関すること 3 環境衛生及び食品衛生の計画に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	1 宿泊業務の実施に関すること 2 医療救護対策及び防疫対策の実施に関すること 3 環境衛生対策及び食品衛生対策の実施に関すること 4 その他宿泊衛生業務に実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送の計画に関すること 2 交通及び駐車場の計画に関すること 3 警備及び消防防災の計画に関すること 4 その他輸送交通に関すること	1 輸送業務の実施に関すること 2 交通及び駐車場業務の実施に関すること 3 警備及び消防防災対策の実施に関すること 4 その他輸送交通業務の実施に関すること